

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年2月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1700331号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1700224号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額の記録を平成20年9月2日は16万2,000円、平成21年9月2日は11万8,000円、同年12月21日は8万円に訂正することが必要である。

平成20年9月2日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年9月2日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成20年12月22日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成20年12月22日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成20年9月2日
② 平成20年12月22日
③ 平成21年9月2日
④ 平成21年12月21日

A社から支給された賞与のうち、請求期間②に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。また、請求期間①、③及び④に支給された賞与の記録がない。しかし、請求期間①、②、③及び④において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、③及び④について、金融機関から提出された請求者の賞与振込口座に係る「預金取引明細表」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、③及び④に係る標準賞与額については、前述の「預金取引明細表」及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万2,000円、請求期間③は11万8,000円、請求期間④は8万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等から回答がなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、前述の「預金取引明細表」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700324 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1700030 号

第 1 結論

昭和 62 年 * 月から平成 2 年 1 月までの請求期間及び平成 2 年 9 月から平成 4 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 * 月から平成 2 年 1 月まで
② 平成 2 年 9 月から平成 4 年 2 月まで

前回、国民年金保険料を納付した期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが訂正は認められなかった。

しかし、私の母は、請求期間に加入手続を行い、その際に国民年金保険料を納付したことを見ている。再度審議の上、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを見せてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求については、昭和 62 年 * 月 10 日に請求者の母が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を未納なく納付したと主張しているが、
i) 加入手続を行った時期は、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録により平成 6 年 8 月頃と推認できることから、この時点において、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は時効により納付することはできないこと、ii) 請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii) 請求者は請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はないとしており、ほかに請求期間①及び②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に平成 27 年 12 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「請求期間に国民年金保険料を納付したことは間違いない。」と前回と同様の主張をし、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな

事情も見当たらないことから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めるることはできない。

なお、請求者の母が請求者の国民年金の加入手続をしたとするA市において、昭和62年*月から平成6年7月までに払い出された国民年金手帳記号番号について、紙台帳検索システムで全件確認調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続は行われておらず、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じず、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700339 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1700031 号

第 1 結論

平成 2 年 * 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 2 年 * 月から平成 3 年 3 月まで

前回、国民年金保険料を納付した期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが訂正は認められなかった。

しかし、私の両親は、平成 2 年 * 月 1 日に加入手続を行い、その際に同年 * 月分の国民年金保険料を納付したこと覚えており、同年 6 月から平成 3 年 3 月までの保険料は私自身がまとめて納付したことを覚えている。再度審議の上、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことと認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求については、i) 請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録により国民年金の加入手続を行った時期と推認できる平成 3 年 6 月時点において、請求期間に係る国民年金保険料を遡って納付することは可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付した旨の主張をしていないこと、ii) 請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii) 国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成 27 年 12 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、平成 2 年 * 月分は、母が同年 * 月 1 日に A 市役所の A 支所で請求者の国民年金加入手続を行った際にその場で納付し、同年 6 月から平成 3 年 3 月までは、平成 2 年 6 月に請求者自身が B 銀行 C 支店でまとめて納付したと前回と同様の主張をし、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな

事情も見当たらぬことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

なお、請求者の母が請求者の国民年金の加入手続をしたとするA市において、平成2年＊月から平成3年5月までに払い出された国民年金手帳記号番号について、紙台帳検索システムで全件確認調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が、払い出された形跡は見当たることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は、行われていなかったものと考えられる。